主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人両名の上告趣意第一点は、憲法三七条二項違反をいうけれども、被告人等が所論の各供述調書を証拠とすることに同意したことが訴訟法上無効であるとは認められないから、所論違憲の主張は、前提を欠くものであり、同第二点は、憲法三八条一項違反をいうけれども、所論の各供述が検察官の強要によるものとは認められないから、所論違憲の主張は、前提を欠くものであつていずれも適法な上告理由とならない。同第三点は、単なる法令違反の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない(なお、本件について「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」二九条が適用されないことは、同法附則一項但書により明らかである)。同第四点は、憲法一四条、三一条違反をいうけれども、本件には前記法律二九条が適用されないことは前示のとおりであるから、同法の適用があることを前提とする所論違憲の主張は、前提を欠くものであつて適法な上告理由とならない。同第五点は、事実誤認及び単なる法令違反の主張であり、同第六点は、再審事由の存在を主張するものであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない(なお、所論の点が刑訴四三五条の再審の事由に当らないことは明らかである)。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三八年二月一九日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 五 鬼 上
 堅
 磐

 裁判官
 河 村 又 介

裁判官	垂	水	克	己
裁判官	石	坂	修	_
裁判官	横	田	正	俊